

平成21年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について

1 申請・裁定の状況

区分	年度別	19年度	20年度	21年度	前年度比
申請に係る被害者数(人) (申請者数)		448 (574)	462 (565)	589 (719)	+127 (+154)
遺族給付金 (申請者数)		170 (296)	186 (289)	224 (354)	+38 (+65)
重傷病給付金		169	182	236	+54
障害給付金		109	94	129	+35
裁定に係る被害者数(人) (裁定件数)		445 (588)	407 (532)	566 (687)	+159 (+155)
支給裁定に係る被害者数 (裁定件数)		407 (546)	388 (510)	538 (656)	+150 (+146)
遺族給付金 (裁定件数)		203 (342)	173 (295)	205 (323)	+32 (+28)
重傷病給付金		131	140	218	+78
障害給付金		73	75	115	+40
不支給裁定に係る被害者数 (裁定件数)		38 (42)	19 (22)	28 (31)	+9 (+9)
仮給付決定に係る被害者数(人)		15	5	7	+2
裁定金額(百万円)		932	907	1,277	+370

ア 申請数、裁定数ともに増加

イ 不支給裁定の内訳

損害賠償受領18人、被害者に帰責事由有5人、障害等級非該当2人
親族間犯罪2人、労災保険給付受領1人

ウ 減額裁定は149人(支給裁定の28%)

エ 平均裁定期間は8.3か月(前年度比-1.5か月)

2 1件当たりの裁定額等(百円単位を四捨五入)

給付区分別	制度改正別		平成20年7月1日後に発生した犯罪被害の裁定(149)	
	平成20年7月1日前に発生した犯罪被害の裁定(389)		裁定数	平均裁定額
遺族給付金	123	378.9	82	634
生計維持有	38	498.5	30	1,051.7
重傷病給付金	165	18.3	53	19.3
休業加算有	-	-	20	28.9
障害給付金	101	220	14	198.6
障害等級1~3級	15	506	1	1,310.4

ア 平成20年制度改正(平成20年7月1日施行)による給付水準は以下のとおり

- ・ 生計維持関係のある遺族給付金は約2倍
- ・ 重傷病給付金のうち休業加算額は1人当たり21.1万円
- ・ 重度後遺障害の障害給付金は2.6倍

イ 平成21年度裁定に係る最高額

- ・ 遺族給付金は1,902.4万円
- ・ 重傷病給付金は115.3万円
- ・ 障害給付金は1,310.4万円

3 審査請求の状況

ア 申立ては1件(前年度は4件)

イ 裁決は2件(いずれも棄却。前年度は6件)